

印西市複数単価契約における落札等決定基準

(目的)

第1条 この基準は、単価契約に係る入札又は見積書の徴取（以下「入札等」）及び落札者の決定に関する基準を設けることを目的とする。

(予定価格の設定)

第2条 内訳となる各項目の複数の単価の価格（以下「複数単価」という。）を設定する入札等においては、全ての単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額（以下「予定価格」という。）及び複数単価に予定単価を設ける。ただし、電子入札により入札を執行する場合には、予定単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額のみを予定価格として、単価契約に係る入札又は見積書の徴取を執行することができる。

(落札者の決定)

第3条 複数単価による単価契約に係る入札又は見積書の徴取を実施するにあたり落札者の決定は、予定価格の範囲内であるもので、かつ、すべての予定単価の範囲内にある者を落札者とする。ただし、電子入札により入札を執行する場合には、予定単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額が予定価格の範囲内にある者を落札者とする。

2 1回目の入札等で、予定価格及び予定単価の範囲内に入らなかった場合、予定単価に達しない品目、予定単価の範囲内となった品目とその価格及び最低価格の総額を示し、再度入札を執行することができる。ただし、電子入札により入札を執行する場合には、最低価格の総額のみを示し、再度入札を執行することができる。

第4条 前条の規定にかかわらず単価の数が多数となる場合において、予定単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額のみを予定価格とし、その範囲内にある者を落札者とするができる。

2 単価契約及び総価契約が混在する入札等の場合において、前項と同様に予定総額のみを予定価格とし、その範囲内にある者を落札者とするができる。

(説明等)

第5条 複数単価による入札又は見積書の徴取及び落札者の決定に関する説明は、事業担当課長が行うものとする。

2 前項の説明には、入札書及び入札金額内訳書の提出、落札者の決定のほか、印西市契約事務規則第6条第2項に規定する事項について、必要な項目を記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用する。